

独立行政法人の見直し素案（各府省作成）の概要

平成 16 年 9 月

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人（56 法人）について、各府省が 8 月末までに作成した見直し素案の概要は以下のとおり。

1. 組織形態の見直し

廃止・統合、民営化

- ・ なし

非公務員化（公務員型法人 52 法人中 14 法人）

- ・ 総務省 1 法人【情報通信研究機構】
- ・ 文部科学省 12 法人【公務員型独法すべて】
- ・ 経済産業省 1 法人【産業技術総合研究所（法律措置済）】

2. 事務・事業の見直し

ほとんどの事務・事業については、重点化・効率化等のみ。

事務・事業の「廃止」、「統合」、「民間・地方移管」として主要なものは以下のとおり。

【国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家、国立女性教育会館】

研修事業、宿泊訓練事業等について、地方が行っている事業等を廃止。

【防災科学技術研究所】

気象災害、土砂災害等の研究について、一部施設を廃止。

【放射線医学総合研究所】

放射線先進医療研究、放射線感受性遺伝子研究、放射線人体影響研究、放射線障害研究を整理縮小し、統合。

【農業・生物系特定産業技術研究機構】

民間研究促進業務について、融資事業を抜本的に見直し。

【さけ・ます資源管理センター】

資源増大目的のふ化放流について、民間移管。

中期目標期間終了時別独立行政法人

平成16年度末【3法人】
(平成17年3月31日)

(内閣府)
独立行政法人国立公文書館

(経済産業省)
独立行政法人日本貿易保険 独立行政法人産業技術総合研究所

平成17年度末【53法人】
(平成18年3月31日)

(内閣府)
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

(総務省)
独立行政法人情報通信研究機構 独立行政法人消防研究所

(財務省)
独立行政法人酒類総合研究所

(文部科学省)
独立行政法人国立特殊教育総合研究所 独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人国立青年の家
独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立国語研究所 独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人物質・材料研究機構 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立美術館 独立行政法人国立博物館 独立行政法人文化財研究所

(厚生労働省)
独立行政法人国立健康・栄養研究所 独立行政法人産業安全研究所 独立行政法人産業医学総合研究所

(農林水産省)
独立行政法人農林水産消費技術センター 独立行政法人種苗管理センター 独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人肥飼料検査所 独立行政法人農薬検査所 独立行政法人農業者大学校
独立行政法人林木育種センター 独立行政法人さけ・ます資源管理センター 独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 独立行政法人農業生物資源研究所 独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人農業工学研究所 独立行政法人食品総合研究所 独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター

(経済産業省)
独立行政法人経済産業研究所 独立行政法人工業所有権総合情報館 独立行政法人製品評価技術基盤機構

(国土交通省)
独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人北海道開発土木研究所 独立行政法人海技大学校 独立行政法人航海訓練所
独立行政法人海員学校 独立行政法人航空大学校

(環境省)
独立行政法人国立環境研究所

(注) は特定独立行政法人以外の法人(役職員に国家公務員の身分を与えない法人)を示す。

見直し素案の内容一覧表（各府省作成）

【内閣府】			
国立公文書館	1	家畜改良センター	20
【防衛施設庁】			
駐留軍等労働者労務管理機構	2	農業者大学校	20
【総務省】			
消防研究所	3	農業・生物系特定産業技術研究機構	20
情報通信研究機構	4	農業生物資源研究所	20
【財務省】			
酒類総合研究所	5	農業環境技術研究所	21
【文部科学省】			
国立特殊教育総合研究所	6	農業工学研究所	21
大学入試センター	6	食品総合研究所	21
国立オリンピック記念青少年総合センター	7	国際農林水産業研究センター	21
国立女性教育会館	8	林木育種センター	21
国立青年の家	9	森林総合研究所	21
国立少年自然の家	10	さけ・ます資源管理センター	21
国立国語研究所	11	水産大学校	21
国立科学博物館	11	水産総合研究センター	21
物質・材料研究機構	12	【経済産業省】	
防災科学技術研究所	13	日本貿易保険	22
放射線医学総合研究所	14	産業技術総合研究所	22
国立美術館	14	経済産業研究所	22
国立博物館	15	工業所有権総合情報館	23
文化財研究所	15	製品評価技術基盤機構	24
【厚生労働省】			
国立健康・栄養研究所	16	【国土交通省】	
産業安全研究所	17	土木研究所	26
産業医学総合研究所	18	建築研究所	27
【農林水産省】			
農林水産消費技術センター	19	交通安全環境研究所	28
肥飼料検査所	19	海上技術安全研究所	29
農薬検査所	19	港湾空港技術研究所	30
種苗管理センター	19	電子航法研究所	31
		北海道開発土木研究所	32
		海技大学校	33
		航海訓練所	34
		海員学校	35
		航空大学校	36
		【環境省】	
		国立環境研究所	37

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		内閣府				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との統合	民間・地方公共団体への移管	その他
独立行政法人 国立公文書館	国立公文書館の業務の効率的な運営に努めつつ、「中間書庫」システムの構築を含め、公文書館制度の充実強化に向けた取組を進める中で、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制の在り方について、引き続き検討する。	公文書等の保存・利用関係				国の「将来の国民に対する説明責任」を果たすため、歴史公文書等が国立公文書館において適切に保存され、国民に利用されることを保障する体制整備を図る。
		アジア歴史資料センター				業務の効率化に努めつつ、利用者の声やニーズをよりよく反映したデータベースの構築及び情報の提供に努める。

整理表に基づいて簡潔に記載する。事務及び事業の見直しに係る具体的措置については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		内閣府 (防衛施設庁)				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人駐留軍等 労働者労務管理機構	現時点においては、組織形態につ いての見直しは行わない方向で検 討中。	駐留軍等労働者の 労務管理等事務				現時点においては、 事務及び事業の改 廃は行わない方向 で検討中。

整理表に基づいて簡潔に記載する。事務及び事業の見直しに係る具体的措置については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		総務省消防庁				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との統合	民間・地方公共団体への移管	その他
独立行政法人 消防研究所	<p>現在の中期目標策定時には想定していなかった新たな業務が生じ、果たすべき役割が大きく変化し、それに合った組織体制としなければいけないことから、中期目標・中期計画の大幅な見直しを行い、災害対応機関、火災原因調査機関としての役割を果たしつつ、それらの業務をサポート・バックアップすることができるような研究部門について一層の充実・強化を実施するとともに管理部門の合理化を実施する。</p> <p>国に準じた機関としての役割を果たすため、特定独立行政法人としての位置付けは不可欠である。</p>	消防の科学技術分野における研究等				<p>社会構造の変化や産業の高度化等に伴い、平成14年以降、産業災害をはじめとした大規模又は複雑な様相を呈する災害が頻発する傾向にあり、中期目標策定時(平成13年)には位置付けが低かった、大規模・特殊な災害時に被害の拡大防止等について助言を行う専門家の派遣、同様の災害における国が自ら実施する火災原因調査(H15.6消防法改正)、発災後の防止対策に係る研究等の迅速・的確な実施などが最近になって急速に消防研究所の業務として主要な位置を占めることとなった。このため、研究部門の一層の充実・強化を図るとともに管理部門の合理化を行い、消防研究所に求められている事務・事業に適した体制を構築する。</p>

整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		総務省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
情報通信研究機構	中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月閣議決定)に基づき、次期中期目標期間の開始時から、特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行する。	サービス提供業務 (無線設備の機器の試験)				無線機器の型式検定については、現在総務省からNICTに対し受検機器の試験を委託して実施しているが、業務が安定かつ確実に実施される必要があることに留意して、NICTが当該業務を制度的に独占して実施することの必要性等について検討を行い、次期中期目標策定時まで結論を出す。
		研究開発				次期中期目標の策定に向け戦略的に取り組むべき研究分野の検討等

整理表に基づいて簡潔に記載する。事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名	財務省					
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
酒類総合研究所	スリム化は困難であるが、研究体制について、より効果的・効率的なものに見直す方向で検討している。引き続き特定独立行政法人とする。	研究開発関係 教育 指導 訓練関係				自主財源による事務や受託による事務の拡充 事務の重点化内容の見直し

整理表に基づいて簡潔に記載する。事務及び事業の見直しに係る具体的措置については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		文部科学省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置(又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との統合	民間・地方公共団体への移管	その他
国立特殊教育総合研究所	特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	研究活動				特殊教育に係る政策的重要性の高い研究及び教育現場等の喫緊課題に特化して重点化するとともに、年限を設け、逐次見直す。
		研修事業		長期研修については、特殊研の研究活動に参画する研究員制度(仮称)に転換。		その他の研修についても指導的な立場に立つ教職員等を対象とした研修に重点化する。
		教育相談活動				地方公共団体等においては、困難な希少事例等についての教育相談に重点化。 国内外の教育相談の成果の整理・分析及びデータベースを構築。
		情報普及活動				障害のある子どもの教育に係る総合的な情報提供体制の充実。
		国際交流活動				関係機関に対して、特殊教育に係る国内外の情報を総合的に提供。 各国における特殊教育の発展への支援など、国際機関等との連携を通じ、国際的な貢献を果たす。
大学入試センター	特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	大学入試センター試験				大学入試センター試験の実施方法の効率化。 質的保証及びサービスの向上。
		入学者選抜方法の改善に関する調査研究				喫緊のテーマ及び重要課題に重点化。 調査研究の活性化。 法科大学院の適性試験に関する調査研究の成果の反映。
		入学志願者の進路選択に資する大学に関する情報提供	○大学等が行っている情報と類似又は重複しているものは廃止し、精選。			高等学校関係者を対象に実施しているセミナー等の統合・整理。

<p>国立オリンピック記念青少年総合センター</p>	<p>事業の重点化・戦略化に伴う見直し。 事務の集中化・一元化や業務の外部委託の一層の促進。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。</p>	<p>青少年教育関係者等に対する研修等の主催事業</p>	<p>公立の施設に普及している事業等を廃止。</p>			<p>国の政策課題に対応する事業、先導的・モデル的な事業、国際交流事業といった、青少年教育のナショナルセンターとしてふさわしい事業に重点化・戦略化を図る。 地方公共団体（青少年行政部局）や全国の青少年団体等への成果の普及を充実させるため、プログラムの事例を紹介するデータベースの整備・拡充等を行う</p>
		<p>青少年教育関係者等の受入れ事業</p>				<p>より教育的効果の高い受入れとする観点から、国の政策課題に合致したプログラム等、一定のねらいをもったプログラムを行う団体の利用を優先する。 利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、専門職員等による直接的な指導の推進、利用の参考となるモデルプログラムの作成・提供の拡充等、利用団体への指導・助言等の改善を図る。</p>
		<p>青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進に関する事項（連携・協力事業）</p>				<p>青少年教育施設・団体等がより緊密に連携・協力できるよう、青少年団体のネットワークづくりを推進し支援の充実を図る。 ホームページの整備などにより、情報の交換・共有化を図る。</p>
		<p>青少年教育に関する専門的な調査及び研究に関する事項（調査研究事業）</p>				<p>青少年の現代的課題に対し効果的に対応できるよう、青少年教育施設や関係団体等が行う様々な活動の充実に役立つ実践的な調査研究を実施する。</p>
		<p>青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付に関する事項（助成事業）</p>				<p>より一層の事業の公正性を高めるとともに、効果的な助成を実施する観点から、外部有識者等の意見を取り入れつつ、助成した活動の成果や効果の把握を引き続き実施し、改善を図る。</p>

<p>国立女性教育会館</p>	<p>特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。 宿泊料金や研修施設使用料金等の自己収入の増加。</p>	<p>研修事業</p>	<p>地方公共団体が行う必要性が高い事業については、廃止し、原則として地方に委ねる。</p>			<p>研修事業については、全国の女性教育指導者層の資質・能力の向上を図るための研修。 女性教育に関する喫緊の課題（少子高齢化、DV等）に関する研修。 国際協力・連携に資する研修、に重点化。 地方公共団体が単独で行った場合に、実施が困難なものについては、受託事業として実施。 研修方法等については、参加型プログラムや、民間ノウハウを活用した研修プログラムの推進、研修成果の還元方策の明確化等により事業の合理化・効率化を図る。</p>
		<p>調査研究事業</p>				<p>調査研究事業は、女性教育の振興に関する基礎的調査研究、研修方法等の改善に資する学習プログラム調査研究、に重点化する。</p>
		<p>情報事業</p>				<p>情報事業は、女性教育に関する調査研究成果に関する情報、国内外の女性教育に関する行政資料等の情報のうち、地域レベルでは収集が困難な情報に重点化する。 関係機関・団体等とのデータベースの共同構築により事務の合理化を図る。</p>
		<p>交流事業</p>				<p>交流事業の範囲を国内外の女性教育指導者等に対象を焦点化。</p>
		<p>受入事業</p>				<p>利用者にとって満足度の高い研修プログラムの提供・支援による質的向上。 民間委託の範囲を利用受付・案内、施設使用料徴収、宿泊施設の維持に関する業務に拡大する。</p>

国立青年の家	<p>事業の重点化 戦略化に伴う見直し。 各施設の業務の実態を踏まえた職員の機動的な配置等。 事務の集中化 一元化や業務の外部委託の一層の促進。</p>	青年の団体宿泊訓練に関する事項 (主催事業)	公立の施設に普及している事業等を廃止。			<p>社会奉仕体験 (ボランティア活動) や環境教育 (環境学習) に対応した事業等、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した事業に重点化 戦略化を図る。 公立の施設への成果の普及を充実させるため、国立青年の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充等を行う。</p>
		青年の団体宿泊訓練に関し、青年教育指導者の研修に関する事項 (主催事業)	公立の施設に普及している事業等を廃止。			<p>公立の青年教育施設の職員をはじめ、学校教職員や青年団体指導者に対し、効果的な研修事業を広域的に実施するため、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した研修事業に重点化 戦略化を図る。 公立の施設への成果の普及を充実させるため、国立青年の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充等を行う。</p>
		青年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、青年の団体宿泊訓練についての指導及び助言に関する事項 (受入れ事業)				<p>より教育的効果の高い受入れとする観点から、国の施策課題に合致したプログラム等、国の青少年教育施設としてふさわしい一定のねらいをもったプログラムを行う団体の利用を優先する。 利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、専門職員の研修の強化、専門職員等による直接的な指導の推進、活動の最後に行う指導や活動の検証の充実といった、利用団体への指導 助言等の改善を図る。</p>

国立少年自然の家	<p>事業の重点化 戦略化に伴う見直し。 各施設の業務の実態を踏まえた職員の機動的な配置等。 事務の集中化 一元化や業務の外部委託の一層の促進。</p>	少年の団体宿泊訓練に関する事項 (主催事業)	公立の施設に普及している事業等を廃止。			<p>総合的な学習の時間や環境教育 環境学習に対応した事業等、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した事業に重点化 戦略化を図る。</p> <p>公立の施設への成果の普及を充実させるため、国立少年自然の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充等を行う。</p>
		少年の団体宿泊訓練に関し、少年教育指導者の研修に関する事項 (主催事業)	公立の施設に普及している事業等を廃止。			<p>公立の少年教育施設の職員をはじめ、学校教職員や少年団体指導者に対し効果的な研修事業を広域的に実施するため、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した研修事業に重点化 戦略化を図る。</p> <p>公立の施設への成果の普及を充実させるため、国立少年自然の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充等を行う。</p>
		少年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、少年の団体宿泊訓練についての指導及び助言に関する事項 (受入れ事業)				<p>より教育的効果の高い受入れとする観点から、国の施策課題に合致したプログラム等、国の青少年教育施設としてふさわしい一定のねらいをもったプログラムを行う団体の利用を優先する。</p> <p>利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、専門職員の研修の強化、専門職員等による直接的な指導の推進、活動の最後に行う指導や活動の検証の充実といった、利用団体への指導 助言等の改善を図る。</p>

国立国語研究所	特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	国語の研究事業				国語及び国民の言語生活について迅速かつ確かな実態把握を行うため、研究課題を新たな観点から整理する。
		日本語教育の研究事業				研究課題の対象が拡散している点を見直し、母語、学習目的に応じた日本語教育内容を策定する研究事業に重点化する。
		日本語教育研修				日本語教育研修の枠組みを再編成し、中核的な日本語教師の育成を目的とした研修に重点化する。
		情報収集・発信事業				日本語に関する情報収集の範囲の拡大、収集方法の改善を行い、情報発信を強化する。
国立科学博物館	特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。 機動的な研究体制の構築。	標本資料の収集保管事業				標本資料の収集については、新たな資料収集システム及び資料情報ネットワークを構築し充実。
		調査・研究事業				研究基盤充実のために、外部資金の拡充及び後継者養成を充実。新たな課題に対応するため研究組織の再構築と、大学等との連携、人事交流を戦略的に実施。
		展示・教育普及事業				他の科学博物館の先導的モデルとなる活動の充実、企業等との共催による事業の実施や入場料等の見直しによる自己収入の増を図る。
		国内のナショナルセンター機能を果たす事業				新たな資料収集保管方針や登録制度により、効率的な資料収集に資し、研修・連携教育事業については真にナショナルセンターとして必要な事業に重点化。
		国際的な役割を果たす事業				国際的な共同研究の充実とアジア諸国の博物館との連携及び技術支援を強化。

物質・材料研究機構	<p>研究開発領域を重点化した上で、引き続き実施。</p> <p>研究開発の重点化に伴い、研究ユニット、事務体制の見直しを適切に実施。</p> <p>特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。</p>	ナノ物質・材料				物質・材料研究の中で、特に重要性が高く、機構が高い実績とポテンシャルを有しているナノテクノロジーを用いた物質・材料研究に大幅に重点化。
		環境エネルギー材料		より実用性の高い成果を生む観点から、環境・エネルギー材料と安全材料を統合し、機構が高い実績とポテンシャルを有しているものの中で、社会的ニーズが高いものに厳選して実施。		
		安全材料				
		研究基盤・知的基盤の構築				目的を達成した業務について終了した上で、知的基盤など国の中核機関として取り組むべき業務に特化して引き続き実施。
		施設及び設備の共用				世界トップレベルの機能を有する強磁場施設等の大型施設、設備を外部利用に解放するなど、一層の共用化を促進し、引き続き実施。
		研究者・技術者の養成と資質の向上				大学院生等の研修生の積極的な受け入れなど研究者・技術者の養成を、引き続き実施。
		その他の事業（研究開発情報の収集等）				研究開発情報の収集、分析及び発信機能を強化し、産学官のコーディネート機能を充実させるなど必要な強化を図った上で実施。

防災科学技術研究所	事業の重点化に伴う効率的、効果的な組織形態の見直し。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	地震災害による被害の軽減に関する研究				防災分野の中で特に重要性が高く、防災研が高い能力を有している地震災害による被害の軽減に関する研究領域の取組みに重点化。
		火山災害による被害の軽減に関する研究開発				政府としての火山観測に必要な業務について引き続き実施。
		気象災害、土砂災害等による被害の軽減に関する研究	技術の進歩により必要性が相対的に低下したり、所期の目的を達成した施設について廃止。			シミュレーションやリスクマネージメントなどの社会的要請の高い研究に重点化。
		施設及び設備の共用				施設 設備の一層の共用化の促進。
		研究者 技術者の養成と資質の向上				大学院生、研修生等の積極的な受け入れなど研究者 技術者の養成を、引き続き実施。
		その他の事業 (防災科学技術に関する国内外の情報 資料の収集 提供 等)				国内外の防災科学技術に関する資料の継続的な収集及びデータの蓄積、要請に応じた職員派遣による研究開発への協力、自然災害発生時の緊急調査のための職員の派遣等の業務について継続。

放射線医学総合研究所	研究課題の重点化による研究体制の見直しを行う 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	放射線先進医療研究		民間への技術移転が進展するなど、目的を達成した研究を終了した上で、より成果が見込まれる研究の効果的・効率的実施のため、3つの研究領域を見直し、統合。		放射線の医学利用研究の中核機関として、社会的要請が高く、放医研が高いポテンシャルを有する「放射線を用いたライフサイエンス研究（重粒子線がん治療、分子イメージング、ゲノム研究）」に重点化。
		放射線感受性遺伝子研究				
		放射線人体影響研究		目的を達成した研究を終了し、社会的要請が高く、政策上も重要な研究を精選して、2つの研究領域を整理・縮小し、統合。		放医研が高いポテンシャルを有し、政策上も重要な「放射線安全・緊急被ばく医療研究」に重点化。 「放射線・安全規制に対する支援・協力業務」の効果的・効率的な実施。
		放射線障害研究				
		施設及び設備の共用				体制の整備等、事務及び事業の合理化・適正化を行う。
		研究者・技術者等の養成及び資質の向上				社会的要請が高く、放医研が高いポテンシャルを有する放射線医学・緊急被ばく医療等の人材育成に重点化。
		その他行政のために必要な業務（緊急被ばく医療対応、安全規制への協力等）				行政ニーズに基づく放射線・安全規制に対する支援・協力業務を効果的・効率的に実施。
国立美術館	柔軟な組織運営を行い事務の簡素化を推進。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	美術に関する作品の収集・保管及び展示				現代の芸術活動への支援に資する内容に重点化。 展示については、国内外の美術館等と連携した秀品の巡回展示に重点化。
		美術に関する作品の調査研究				現代の芸術活動への支援に資する調査研究の質の向上。 外部資金のさらなる獲得。
		美術に関する作品通じた教育普及				感性を豊かにする心の教育の拠点として、主として児童生徒を対象に重点化。 ナショナルセンターとして、関係機関との連携・協力体制の強化。
		国立美術館のその他の来館者サービス				質の高いサービス提供を目指し、関係機関との連携・協力体制の強化。 外部委託の推進による業務の効率化。

国立博物館	柔軟な組織運営を行い事務の簡素化を推進。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	有形文化財の収集・保管及び展示				グローバル化に対応し、我が国の歴史、伝統、文化の普及に重点化・戦略化。 外国人に対する日本の理解の増進による、国際文化交流の促進。
		有形文化財の調査研究				広く我が国の歴史、伝統、文化の普及に資する調査研究に重点化・戦略化するとともに、質を向上。 外部資金のさらなる獲得。
		有形文化財を通じた教育普及				我が国の歴史、伝統、文化の普及に重点化。 ナショナルセンターとして、関係機関との連携・協力体制の強化。 外部委託の推進による業務の効率化。
		国立博物館のその他の来館者サービス				質の高いサービス提供を目指し、関係機関との連携・協力体制の強化。 外部委託の推進による業務の効率化。
文化財研究所	既存組織の整理・統合。 柔軟な組織編成と事務の簡素化。 機動的な業務態勢の編成。 任期制研究員の積極的な導入。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	文化財に関する調査・研究				文化財保護行政において重要性・緊急性の高い調査・研究の重点的な実施。 文化の保存・修復に関し、継続的な国際協力を行える体制とネットワークの整備・構築。
		調査・研究に基づく資料の作成・公表				研究成果を公表する一般公開施設の活性化。
		文化財に関する情報・資料の収集・整理・提供				ナショナルセンターとしての国内外の関係機関との連携強化。 文化財の保存・修復に関し、継続的な国際協力を行える体制とネットワークの整備・構築。
		文化財に関する研修等				他機関が実施する研修との連携協力を図るとともに、地方公共団体等では実施し得ない、指導者層を主たる対象とした、先端的かつ高度なものとなるよう内容を見直す。また、期間の短縮化を図る。
		文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する援助・助言				ナショナルセンターとしての国内外の関係機関との連携強化。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		厚生労働省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び 事業との統合	民間・地方公 共同体への移	その他
独立行政法人 国立 健康・栄養研究所	1. 国立健康・栄養研究所 (以下「研究所」という) が行っている生活習慣病対策の基礎研究、食品の安全対策の基礎研究、国民健康・栄養調査の集計業務などの各種の調査・研究は、国の健康・栄養政策の基礎的な部分であり、確実な実施が必要である。	・国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究 ・国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究 ・食品についての栄養生理学上の調査研究	-	-	-	健康・栄養政策に関する基本的データを提供するものであり、廃止・縮小及び他機関への譲渡は困難であるが、個別の調査研究テーマの終了に伴う新テーマは、新たな中期計画等においてより具体的・計画的に定めることを基本としつつ、その時点での健康・栄養政策の動向を十分に踏まえた上で、国民生活の向上に資するテーマをより効果的・弾力的に設定。
	2. 研究所の行う調査・研究のほとんどは、中長期的に継続して行う必要があるが、研究所は永年にわたる調査・研究のノウハウを蓄積しており、他に類似の調査・研究を行っている機関はなく、健康・栄養政策の基礎となる調査・研究を実施する上での信頼性・公正性において、他に主体となりうるものも見あたらないことから、業務の廃止や移管を行うことはできない。 また、研究所で実施している調査・研究は、健康・栄養政策の基礎となるものであり、採算性は見込まれないことから民営化は困難である。	国民健康・栄養調査の集計事務	-	-	-	「国民健康・栄養調査」に係るデータの処理・集計に関するものであり、廃止・縮小及び他機関の譲渡は効率的な事業継続の観点から困難であるが、新たな中期計画等における標準処理期間の設定やさらなる短縮を図るとともに、事業実施に当たっての費用節減や事務の合理化策等を図る。
	3. さらに、研究所においては、国民の個々人の健康状態や食事内容など、国民のプライバシーに係わる情報を取り扱う「国民健康・栄養調査」に関する業務を実施しているほか、食品の特別用途表示食品の収去試験等、公権力の行使の前提となる試験などの業務を実施しており、極めて高い客観性と信頼性を確保する必要があり、引き続き、特定独立行政法人とすることが必要である。	特別用途表示の許可等に係る試験	-	-	-	研究所において特別用途食品の許可のための試験検査を受けようとするニーズは高いことから、現段階において、当該業務を廃止・縮小した場合、直ちに「特別用途食品」の許可等に支障が生じることから、処理期間の短縮等を図りつつ、引き続き当該業務を継続。
	4. なお、更なる業務の効率化を図るため、調査・研究の目的及び内容に対応する人材の活用を図るなど、既存の調査・研究体制を見直し、効率的な調査・研究体制の整備を行うこととしている。	特別用途食品の収去試験	-	-	-	収去に係る試験は、中立性・公平性を確保するために一元的に行う必要があるが、廃止・縮小及び他機関の譲渡は困難であるが、新たな中期計画等における標準処理期間の設定を図るとともに、事業実施に当たっての費用節減や事務の合理化策等を図る。

法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び 事業との統合	民間・地方公 共同体への移	その他
独立行政法人産業安全研究所	<p>1 労働災害は依然として多発していることから、国としてその防止対策を計画的に進め、最近続発している周辺住民をも巻き込むような重大災害発生時等における迅速かつ適切な対応を行うためには、産業安全研究所 (以下「研究所」という) の研究成果及び高度な専門的知見が不可欠である。</p> <p>また、他に類似の研究を行っている機関はなく、安全政策の基礎となる研究を実施する上で信頼性・公正性を確保し得る他に主体となるものは見当たらないことから、業務の廃止や移管を行うことはできない。</p> <p>2 また、研究所が行っている調査研究は、労働安全行政の基礎研究であるため採算性が見込まれず、また、公務員としての公正・中立な立場で国内外の労働安全に関する基準策定に参画し、災害調査における事業場への立入りを行う必要があることから、民営化は困難であり、かつ、特定独立行政法人であることを維持することが必要である。</p> <p>3 なお、更なる業務の効率化を図るため、労働災害調査体制等の強化及び唯一の産業安全研究機関として調査研究の重点化を図ることなど、既存の体制を見直し効率的かつ効果的な調査・研究体制の整備を行うこととしている。</p>	事業場における災害の予防に関する調査及び研究	-	-	-	災害調査について迅速な対応を図るためプロジェクトチーム方式により柔軟な体制を確立すること等による労働災害調査体制等の強化を図るとともに、産業安全に係る唯一の調査研究機関として、専門的知見の承継を目的とした研究の廃止、調査研究の重点化、アジア地域の先導的研究機関としての貢献を図るための見直しを実施

法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び 事業との統合	民間・地方公 共団体への移	その他
独立行政法人産業医学総合研究所	<p>1 じん肺や職業がん等の重篤な職業性疾患は、いまだ後を絶っておらず、過重労働や労働者のメンタルヘルスが社会的問題となっている中で、国としてその防止対策を計画的に進める上で、産業医学総合研究所 (以下「研究所」という) の研究成果は不可欠である。 また、他に類似の研究を行っている機関はなく、労働衛生政策の基礎となる研究を実施する上での信頼性・公正性を確保するうえでも他に主体となるものは見当たらないことから、業務を廃止又は移管することはできない。</p> <p>2 研究所で行っている調査研究は労働衛生政策の基礎研究であり採算性が見込まれないことから民営化は困難である。</p> <p>3 さらに研究所においては、疾病発症時等における労働実態やストレス等の状況など、労働者一人一人に着目したプライバシーに係わる研究を行っており、かつ、当該研究を基に国内外の職業性疾患等に係る基準策定へ参画していることから、極めて高い客観性と信頼性を確保する必要があり、引き続き、特定独立行政法人とすることが必要である。</p> <p>4 なお、更なる業務の効率化を図るため行政ミッション型研究業務の重点化及び労働衛生研究の推進振興を図ることとするなど、既存の体制を見直し、効率的かつ効果的な調査研究体制の整備を行うこととしている。</p>	労働者の健康の保持増進及び職業性疾患の病因、診断、予防その他の職業性疾患に係る事項に関する総合的な調査及び研究	-	-	-	社会的・行政的ニーズに基づく研究に研究資源を重点配分すること等により、行政ミッション型研究業務の重点化を図るとともに、基盤的研究課題の精選及びそれに伴う研究体制の再編、労働衛生研究者の育成等によりナショナルセンターとしての労働衛生研究の推進振興を図るための見直しを実施

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		農林水産省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置（又は見直しの方向性）	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
農林水産消費技術センター	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要	食品等の品質及び表示の調査・分析等	-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
		JAS制度に関する検査等	-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
肥飼料検査所	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要	肥料・土壌改良資材の検査等	-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
		飼料、飼料添加物の検査等	-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
農薬検査所	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要		-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
種苗管理センター	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要	品種登録に係る栽培試験	-	-	-	実施場所を9ヵ所から6ヵ所に集約化 本事業における西日本農場の拠点化のための定員などの重点的な配置
		農作物の種苗の検査	-	-	-	実施場所を4ヵ所から3ヵ所に集約化
		ばれいしょ、茶樹、さとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	-	-	茶樹の原種生産 配布の都道府県・民間等への委託・移管等の在り方につき検討	実施場所ごとの役割分担の明確化を通じ、効率的で質の高い業務運営を実現

整理表に基づいて簡潔に記載する。事務及び事業の見直しに係る具体的措置については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名	農林水産省					
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
家畜改良センター	今後とも特定独立行政法人の形 態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である 必要	家畜の改良、増殖、 飼養管理の改善	-	-	-	事務・事業の重点化 を図ることを通じ、効 率的で質の高い業務 運営を実現
		飼料作物に係る種 苗の生産、配布等	-	-	-	事務・事業の重点化 を図ることを通じ、効 率的で質の高い業務 運営を実現
農業者大学校	今後とも特定独立行政法人の形 態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である 必要		-	-	-	〔独〕農業者大学校の 将来方向に関する検 討会」において抜本 的な見直しを行うべく 検討中
農業・生物系特定産業 技術研究機構	今後とも特定独立行政法人の形 態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である 必要	農業技術研究業務	-	-	-	事務・事業の重点化 を図ることを通じ、効 率的で質の高い業務 運営を実現
		民間研究促進業務	-	-	-	中期目標期間中の経 済情勢を踏まえた融 資実行件数・相談件 数の増減等を把握し た上で、中期目標期 間終了時までには融 資事業の在り方につ いて抜本の見直し案を 策定
		基礎的研究業務	-	-	-	事務・事業の重点化 を図ることを通じ、効 率的で質の高い業務 運営を実現
		農業機械化促進業 務	-	-	-	事務・事業の重点化 を図ることを通じ、効 率的で質の高い業務 運営を実現
農業生物資源研究所	今後とも特定独立行政法人の形 態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である 必要		-	-	-	事務・事業の重点化 を図ることを通じ、効 率的で質の高い業務 運営を実現

整理表に基づいて簡潔に記載する。事務及び事業の見直しに係る具体的措置については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		農林水産省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
農業環境技術研究所	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要		-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
農業工学研究所	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要		-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
食品総合研究所	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要		-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
国際農林水産業研究センター	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要		-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
林木育種センター	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要		-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
森林総合研究所	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要		-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
さけます資源管理センター	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要		-	-	資源増大目的のふ化放流については平成18年度中に全て民間移行	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
水産大学校	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要		-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
水産総合研究センター	今後とも特定独立行政法人の形態で事務・事業を実施 職員の身分は、公務員型である必要	水産試験研究 技術開発業務関係	-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現
		海洋水産資源開発業務関係	-	-	-	事務・事業の重点化を図ることを通じ、効率的で質の高い業務運営を実現

整理表に基づいて簡潔に記載する。事務及び事業の見直しに係る具体的措置については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名	経済産業省					
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
日本貿易保険	引き続き、非公務員型独立行政法人として事業を継続。 他方、民間における専門的知見・経験を最大限活用し、業務運営の効率化を図る等の観点から、現在の民間損害保険会社への業務委託の範囲の拡大など、民間金融機関との連携・協力のあり方を検討。	貿易保険事業			民間金融機関との連携・協力を通じた業務の運営の効率化等	
産業技術総合研究所	経済産業省として産業技術総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人、すなわち非公務員型の独立行政法人に移行させることを決定し、このために必要な措置として「独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出した。同法案は、平成16年6月3日付で成立し、産業技術総合研究所は平成17年4月1日から非公務員型の独立行政法人へ移行することが確定している。	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発、地質の調査、計量の標準				1.研究を中心とする業務の実施に関する事項、2.研究に関連する業務の実施に関する事項、3.産業技術総合研究所の管理・運営に関する事項、4.地域センターに関する事項について、産業技術総合研究所に期待される役割をより効率的、効果的に果たしていくために所要の見直しを図る。
経済産業研究所	1.非公務員型独立行政法人の活用 2.研究と管理の有機的な連携のための組織整備	調査及び研究業務				研究領域設定の重点化 弾力化 優良な研究員の確保のための新たな取り組みの導入 適切な財政基盤の確保
		政策提言・普及業務				広報・広聴活動による研究の質の向上
		資料収集管理、統計加工及び統計管理業務				研究成果、データ知見等の組織的蓄積

工業所有権総合情報館	工業所有権関係公報等閲覧業務		本業務を担当する閲覧部を、本年10月以降、審査・審判関係図書等整備業務を担当する資料部と統合することにより、より一層効率的な運営を目指す。		非常勤職員を活用し、常勤職員の効果的・効率的な配置を行う。
	審査・審判関係図書等整備業務		本業務を担当する資料部を、本年10月以降、工業所有権関係公報等閲覧業務を担当する閲覧部と統合することにより、より一層効率的な運営を目指す。		
	工業所有権相談等業務				情報館に寄せられる相談件数が急増する中、本業務を担当する相談部の増員を抑制しつつ、相談業務のワンストップ化に努める。
	工業所有権情報流通等業務				特許流通アドバイザーの報酬を年俸制から固定給+実績給へ移行するとともに、特許庁からの補助金で賄っていたアドバイザー活動費を地方公共団体等の負担へと移行。 特許電子図書館の検索手法の指導を行っていた特許電子図書館情報検索指導アドバイザーを、検索手法の指導に加え特許情報の活用全般を支援する特許情報活用支援アドバイザーへと高度化させ、更に特許流通アドバイザー同様、報酬の固定給+実績給への移行及び活動費の地方公共団体負担への移行を実現。 このように業務の合理化、効率化を図りつつ成果の向上を達成してきたところであり、今後もこうした合理化・効率化を推進する。

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律(平成16年法律第79号)により、独立行政法人工業所有権総合情報館法を改正し、本年10月に工業所有権情報普及業務及び人材育成業務を移管させ、その名称を独立行政法人工業所有権情報・研修館に変更する。また、平成18年度には、情報システム関連業務(仮称)を特許庁から移管させる。

業務移管に伴い、新たに情報普及部、研修部及び人材育成部を設けるとともに、研修部及び人材育成部を統括する「人材開発統括監」を新設する。また、業務運営の効率化を図るため従来の「閲覧部」と「資料部」を統合し、かつ、非常勤職員を活用することによって常勤職員の効果的・効率的な配置を行う。

情報館は、次期中期目標期間においても引き続き特定独立行政法人(公務員型)とする。

製品評価技術基盤機構	バイオテクノロジー分野				終了する業務 ・遺伝子解析ツールの開発業務 継続する業務 ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務 ・生物遺伝資源に係る情報等の提供業務 ・生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務
	化学物質管理分野				継続する業務 ・化学物質排出把握管理促進法関連業務 ・化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務 ・化学物質総合管理情報の整備提供関係業務 拡充する業務 ・化学物質審査規制法関連業務

<p>機構が実施している認定、登録、審査、立入検査等及びそれに付随する必要な調査等の法施行・支援業務及び国際条約の履行業務については、国の責務であり、国以外には開放すべき性格の業務ではないため組織形態の大幅な見直しは行わない。</p>	<p>適合性評価分野</p>	<p>標準物質の維持管理業務</p>		<p>見直す業務 ・工業標準化法に基づく製造業者に対する立入検査関係業務 継続する業務 ・計量法に基づく校正事業者登録関係業務 (JCS S) ・計量法に基づく特定計量証明事業者認定関係業務 (MLAP) ・製品安全法に基づく検査機関等登録関係業務 特定機器相互承認法 (MRA法) に基づく適合性評価機関認定関係業務 ・家庭用品品質表示法及び計量法 (JCS S及びMLAPを除く) に基づく立入検査関係業務 ・工業標準化法に基づく認証機関登録関係業務 (JASC) 標準物質に関するデータベースの提供業務 ・国際提携関係業務 (ADR) 情報技術 (IT) セキュリティ関係業務 依頼試験評価業務 (ASNITE等) 拡充する業務 ・工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務 (JNLA)</p>
	<p>人間生活福祉分野</p>	<p>鉱山保安法に基づく検定業務</p>		<p>継続する業務 ・製品安全関係業務 講習関係業務 ・依頼試験評価業務 ・人間特性計測関係業務 福祉用具評価関係業務 標準化関係業務</p>

整理表に基づいて簡潔に記載する。事務及び事業の見直しに係る具体的措置については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じた「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 土木研究所	<p>研究開発課題の重点化・戦略化に伴い、既存のグループ、チームの再編を視野に入れた柔軟な組織編成を行う。</p> <p>・ユネスコ水災害・リスクマネジメント国際センター (仮称) を設立するなど、国際的な貢献度を高める組織編成を行う。</p> <p>・非公務員化した場合、国土交通省と緊密に連携した国民の安全性確保等のための研究開発、災害時等の技術指導等を行う観点から支障をきたす。特に災害時対応について、明確かつ適確な指揮命令系統の下で使命を着実に果たすためには、国家公務員である必然性が高い。また、特定の企業営利活動等に加担することのない高い中立性、高度な守秘義務等の維持が困難となるとともに、国土交通省との円滑な人事交流による行政経験を生かした研究開発が困難になる。</p>	<p>土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及</p>	<p>地震、水害、土砂災害等の自然災害から安心・安全な国土基盤を形成し、国民生活を守るため必要な研究開発を、道路・河川の整備・管理とも直結して、中立的・公共的な立場で実施しており、これらは他の機関では行うことができないものであるとともに、国土交通大臣の指示による職員の派遣等災害対応に貢献する業務を行っており、廃止した場合は、良質な社会資本の効率的な整備に支障が生ずるとともに、国民生活の安全性・安定性が低下する。</p>	<p>自然災害等に対して安全・安心な国土基盤を形成し国民生活を守るために必要な研究開発を、高い専門性を持って国際的に高い水準で行っており、統合により対外的に広く認知されている土木研究所 (PWRI) としての連続性を失うことは、国際的に大きな損失となる。また仮に、統合により大括りの組織としても、統合による効率性は見込まれず、むしろ意思決定等における機動性の低下などの弊害により、研究活動の非効率化を招く。</p>	<p>災害の発生時に早急に現地に赴き、被害状況の調査等を行うことができる代替機関は存在しない。また、世界最先端の実験・研究施設を駆使しつつ、全国の道路及び河川の現場と密接に連携して高い水準の研究を実施できる類似の研究機関が存在しない。さらに、民間の主体に委ねた場合においては中立性・公平性の確保が困難となり、リスクの大きい研究については採算性等の観点から実施されず支障が生ずる。</p>	<p>大規模地震や近年多発する集中豪雨に伴う洪水・土砂災害等に対する安全性向上、省資源・リサイクル等の環境負荷軽減など、新たな社会ニーズに対応した研究開発課題への一層の戦略化・重点化を図る。</p> <p>海外の研究機関や国際機関と連携しつつ、日本の知見を活かした先進的な研究の実施、研究成果の普及、技術指導等を一層積極的に実施することによって、国際的な貢献度を高める取組みを強化する。</p> <p>限られた人員で高度な研究の推進が可能な環境を確保するため、定型的な単純業務についてアウトソーシングの推進を図る。</p>

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 建築研究所	<p>複雑化、多様化する近年の社会ニーズに機動的に対応すべく、プロジェクトチーム制の一層の活用など柔軟な組織体制の整備を図る。</p> <p>非公務員化した場合、国土交通省と緊密に連携した国民の安全性向上等のための研究開発、災害時等の技術指導、国際地震工学研修等を行う観点から支障をきたす。特に災害時対応について、明確かつ適確な指揮命令系統の下で使命を着実に果たすためには、国家公務員である必然性が高い。また、特定の企業官利活動等に加担することのない高い中立性、高度な守秘義務等の維持が困難となるとともに、国土交通省との円滑な人事交流による行政経験を生かした研究開発が困難となる。</p>	<p>建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及</p>	<p>地震や火災に対して脆弱な建築物や市街地の安全性の向上、民間では対策を講じ難いシックハウス問題への対処、国レベルで対応が不可欠な地球温暖化防止のための研究開発等を客観的・中立的立場から行い、その成果を国の法令、基準等に生かすとともに、国土交通大臣の指示による職員の派遣等災害対応に貢献する業務を行い、被害調査等により得られた課題を行政施策に反映する役割を担っており、廃止した場合には、国の技術基準策定等の業務が円滑に行われず、国民生活の安全性・安定性が低下する。</p>	<p>国における技術基準の策定等に資する研究開発や広く社会に活用される汎用的な技術の研究開発を、高い専門性を持って中立的・公共的な立場から実施できる唯一の研究機関であり、類似する業務を行っている法人はない。また仮に、統合しても、分野が異なることから統合による効率性は見込まれず、むしろ意思決定等における機動性の低下などの弊害により、研究活動の非効率化を招く。さらに、対外的に広く認知されている「建築研究所(BRI)」としての連続性を失うことは、国際的に大きな損失となる。</p>	<p>地方公共団体への移管については、類似の研究機関が存在しない。民間に対する移管について、中立性・公平性の確保が困難となり、リスクの大きい研究については採算性等の観点から実施されないことも予想される。また、災害の発生時に早急に現地に赴き、被害状況の調査等を行うことができる代替機関は存在しない。さらに、世界最先端の実験・研究施設を駆使しつつ、基準の策定等を行う行政部局と密接に連携して、高い水準の研究を実施できる類似の研究機関が存在しない。</p>	<p>大規模地震対策やシックハウス対策、ヒートアイランド対策など、新たな社会ニーズに対応した研究開発課題への一層の戦略化・重点化を図る。</p> <p>研究成果報告のとりまとめ・公表や国際的にも評価の高い国際地震工学研修のさらなる充実・効果的実施をはじめ、社会や世界に貢献できる研究成果の普及、技術指導等を一層積極的に推進する。</p> <p>限られた人員で高度な研究の推進が可能な環境を確保するため、定型的な単純業務についてアウトソーシングの推進を図る。</p>

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 交通安全環境研究所	<p>研究領域横断的な研究ニーズの増加に伴い、従来の研究領域にとられない横断的なプロジェクトチームを積極的に設置しより幅広い研究ニーズへの対応を可能とする。</p> <p>非公務員化した場合は、本研究所の業務における守秘義務の確保、試験 評価の客観性の確保及び公的な技術基準の策定等における公平中立性が確保できなくなるほか、自動車の安全基準等の策定のため調査検討や型式審査業務を始めとする業務が争議行為等により停滞するおそれがあり、この場合には、交通安全対策や環境対策の着実かつ円滑な実施を阻害し、社会経済や国民生活に著しい支障を及ぼすこととなる。</p>	<p>陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等。</p>	<p>本研究所の業務は、交通事故の低減及び環境問題への対応等国の政策目標を達成するために必要不可欠なものである。また、国の行う自動車の型式認証の審査業務を実施している。このような機能 能力を有する機関は存在しておらず、廃止した場合、社会経済や国民生活に著しい支障を及ぼすこととなる。</p>	<p>自動車の審査業務等を行っている本研究所に関しては、関連 類似する事務 事業を行っている他の機関はなく、統合したとしてもメリットは期待できない。むしろ、統合による大括りの結果、研究所としての意思決定等における機動性を損ない、業務に支障をきたすことが懸念される。</p>	<p>本研究所の業務は、自動車の基準策定のための調査検討や型式審査業務のように、全国的視点及び国際調和の観点を踏まえつつ、公正中立に行われる必要があるもののほか、特別な専門的知識を要する要員及び特殊な研究設備を要するものや採算性の薄いものである。このため、業務を民間や地方公共団体に移管することは困難である。</p>	<p>交通事故の低減及び環境問題へ対応等、国の政策目標達成のために必要な研究課題への重点化 戦略化をはかる。</p> <p>自動車の技術基準案策定に係る技術的調査 検討業務を行うに当たり、国との連携を一層強化する。</p> <p>新たな技術基準への対応を迅速かつ確実に行うため、自動車の型式指定における技術基準への適合性の審査業務の効率化を進める。</p> <p>補助的な業務、庁舎 施設管理等のアウトソーシングを拡大する。</p>

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 海上技術安全研究所	<p>刻々と変化する社会的要請に対応した研究を効果的に実施するため、弾力的・流動的な組織運営を図る。非公務員化した場合は、特に災害対策基本法における指定公共機関としての海上における事故・災害時の対応といった迅速な対応が求められる際、労働争議権の行使により、業務の停滞が生じ支障をきたす。</p> <p>また、本研究所の事務は、国土交通省の行政と一体となってその行政事務を補完しているため、公務員以外の者が当該事務を担当した場合、安全・環境基準の設定などにおける公平性や中立性が阻害されるおそれがあり、適正な海事行政の遂行に支障をきたす。</p>	船舶に関する技術の研究、調査、開発及びその成果の普及	<p>本研究所の事業は、国土交通省の海事行政の遂行に不可欠であり、民間、大学、地方公共団体にこのような機能・能力を有する研究機関は存在しておらず、仮に廃止した場合、こうした分野における技術的基盤の損失が生じ支障をきたす。</p>	<p>本研究所の事業と他の独立行政法人等の事業に類似性は無く、統合したとしてもシナジー効果は期待できず、むしろ、異なる分野を管理・統括する部門における意志決定等の機動性・効率性の低下などの弊害により、事業運営の非効率化を招くことが懸念される。</p>	<p>本研究所の事業は、採算性がない又はリスクが高い研究開発を行うものであり民間による実施が期待できない。また、安全・環境基準策定のための研究について、公平性や中立性の確保が期待できない。</p> <p>また、地方公共団体に本研究を実施する能力を有する研究機関は存在しておらず、仮に事業を移管した場合、こうした分野の研究開発の実施が期待できない。</p>	<p>船舶環境負荷低減技術や新エネルギー輸送技術の開発を行うなど、事業の戦略化・重点化を推進し、業務の質の向上を図る。</p> <p>独立行政法人としての自律的な組織運営の特徴を十分に活用して、事業運営の見直しを継続的に行い、事業運営の合理化・適正化を推進する。</p> <p>専門的な知識等を要しない補助的な作業、庁舎・施設管理等のアウトソーシングを拡大する。</p>

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 港湾空港技術研究所	<p>現在、研究部 研究室体制を基本的な組織編成としているが、重点研究課題等に対応したグループ研究体制といった要素を加える方向で検討を進める。</p> <p>非公務員化した場合は、国土交通省と緊密に連携してその使命を着実に果たすことが困難になり、沿岸地域の防災、環境に関する課題解決や国際競争力の高い港湾 空港の整備等の要請への貢献に、直接かつ著しい影響を及ぼす。特に、大規模災害発生時には、現地での技術指導等を通じた速やかな応急復旧等への貢献に直接かつ著しい影響を及ぼす。また、国土交通省との間で適切な人事を含む円滑な交流の妨げとなり、全国を網羅する各地方整備局等の技術者と日常的に緊密な連携を保つことによる、港湾 空港の整備等の効率的な実施等への貢献が困難になる。さらに、公共事業で用いられる材料や工法等に大きく影響を及ぼす研究に求められる客観性、公正 中立性の確保が担保されない。</p>	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等	国土交通省と緊密に連携した当該業務は他では対応できず、わが国の港湾及び空港の効率的な整備等が困難になるとともに、客観的、公正 中立的研究開発成果に基づく港湾及び空港の整備等に係る法令、技術基準、マニュアル等の作成に支障が生じる。また、例えば阪神 淡路大震災のように港湾に大規模な災害が発生した際の速やかな応急復旧活動等のための技術指導に大きな支障となる。	港湾 空港分野の総合的研究所として、理事長のリーダーシップの下、特定の研究分野を総合的に深く掘り下げ、世界的な研究成果をあげることによる港湾 空港の効率的かつ円滑な整備等への貢献が困難になる。また、研究拠点の分散により業務運営の効率性、機動性が著しく低下する。さらに、これまで培ってきた「実績」「信用」「名称」の統合による損失は、国際的な活動を積極的に展開しているが故に大きく、極めて問題。	国の関与が小さくなり、国にとって必要な研究の実施が保証されない。また、本事務 事業はリスクが高いことや採算が取れないことから、これらができる研究機関は民間 地方公共団体においては見受けられず、仮に国としての業務である、法令、技術基準、マニュアル等の作成を民間に委ねた場合、客観性、公正 中立性の観点から問題が生じる懸念があるとともに、地方公共団体での実施は不適當である。さらに、国土交通省との密接な連携が必要な大規模災害発生時の速やかな応急復旧等のための技術指導は、国の機関として港湾空港技術研究所の実施が適當。	近年複雑 高度化する新たな要請に対応するため、港湾 空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等の一層の戦略化 重点化を図る。 技術基準の国際標準化に関する動向等を踏まえた研究、開発等への取り組みを、海外の研究所や国際機関と連携し、強化を図る。 一般管理業務等のアウトソーシングを拡大する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 電子航法研究所	<p>今後の研究課題の変化に対応した適切な研究部門組織に見直すための検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチームの新たなる結成・再編を機動的に実施する。 ・非公務員化した場合は、業務の停滞により、本研究所が目的としている交通の安全の確保とその円滑化に支障をきたし、国民生活の安定に直接著しい影響を及ぼすこととなる。また、業務における守秘義務の確保、試験・評価の客観性の確保及び公的な技術基準の策定や技術資料の作成等においてある特定の企業のみが有利とならないように中立性を確保することが出来なくなる。 	電子航法に関する試験、調査、研究、開発等	航空交通量及び航空需要の増大に対応するための次世代航空保安システム等を整備・導入するという国の業務が円滑に進まなくなり、国民生活に不便を強いるとともに、社会経済発展を阻害することとなる。	電子航法に関する研究等を行っている我が国唯一の試験研究機関であること、また当該事業と関連又は類似する事業を行っている他の独立行政法人は存在しないことから、他の独立行政法人等への移管は想定しがたい。	研究リスクが大きいこと、国以外による需要がほとんどないこと、技術的に高度な専門的知識を必要とすることに加え、特殊な試験設備が必要であることから、民間又は地方公共団体へ移管した場合には必ずしも当該研究等が実施されない恐れがある。	<p>航空管制方式の評価及び次世代航空保安システム等の国際的に高く貢献できる分野等行政ニーズの重要度・緊急度等を踏まえ、研究の重点化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチームの編成等による弾力的組織編成、予算管理システムの活用、職員の業績評価等により、事業運営の合理化・適正化を図る。 ・自己収入を増加させるための経営努力を図る。 ・専門的な知識等を要しない補助的な作業、庁舎・施設管理等のアウトソーシングを拡大する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 北海道開発土木研究所	<p>研究領域を横断した研究推進体制設置の検討を行う。</p> <p>技術活用の推進を強化する組織体制整備及び企画・管理部門における適正配置の検討を行う。</p> <p>非公務員化した場合は、本研究所における寒冷地特有の「基準・マニュアル」の策定など公共事業への利活用を前提とした研究における公平性・中立性が損なわれるばかりか、災害対策基本法に基づく災害時の技術指導や災害を未然に防ぐための研究業務が必ずしも実施されないおそれがある。また、本研究所の職員の大部分は、国土交通省との人事交流により行政経験を積み、その経験を活かして国土交通省と緊密に連携して研究を行っており、国土交通省との人事交流が円滑に行えない恐れがある。</p>	北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等	<p>北海道開発土木研究所は、北海道特有の厳しい自然条件に起因する土木技術を総合的に研究する唯一の機関であり、国内外からも高い評価を得ている。研究成果の適用により北海道開発事業の着実かつ効率的な推進が図られると共に、災害対策基本法に基づく災害時の技術指導等を実施していることから、こうした研究・業務の廃止は、まさに業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすものである。</p>	<p>道路・河川・港湾・農業・水産等の幅広い分野において積雪寒冷等に起因する土木技術上の課題を総合的に研究し、高い技術とノウハウを蓄積している機関であり、理事長のリーダーシップのもと業務の効率化・研究の質の向上を図りつつ、本研究所が研究等を進めていくのがもっとも効果的・効率的である。また、類似機関が存在しないことから、統合により大括りの組織となった場合、意思決定の機動性が損なわれるばかりか、本研究所の研究部門が分割され一体的な研究体制が損なわれ非効率となると共に、これまで築いてきた「北海道開発土木研究所」としての連続性を失うことになる。</p>	<p>北海道特有の厳しい自然条件に起因する土木技術の研究等の着実な遂行には、専門性に対する高い技術力と財力が必要であり、地方公共団体がこうした事務・事業を担うことは困難である。また、本研究所の研究等は「基準・マニュアル」の策定など公共事業への利活用を前提としたものが多いほか、災害への対応も実施しており、民間に移管することとした場合、中立性・公平性を欠くとともに、採算性の観点から必ずしも実施されない恐れがある。</p>	<p>総合性を活かした研究をより重点化・戦略化する。</p> <p>研究成果の普及促進及び技術指導を積極的に推進する。</p> <p>一般管理業務等の外部委託を推進する。</p>

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 海技大学校	海技士科、海上技術科及び講習科の統合並びにシミュレータ教育の充実強化に伴い、教員の適正配置を行う 非公務員化した場合は、争議行為が可能となり、座学のみならず実技実習を行っていることから、教育訓練スケジュールに大幅な停滞をもたらすおそれがある。	上級海技資格取得のための教育及び船舶運航に係る実務訓練等総合的な職業教育 訓練	優秀な船員を養成するためには、長期間の計画的な育成を必要とするため、採算性がとれなければ撤退することが自由な民間企業に船員教育を全て委ねた場合、安定した優秀な船員の供給ができず、安全かつ安定した海上輸送の確保の妨げとなり、国民経済の発展や国民生活の安定が図れなくなるおそれがある。	各船員教育機関の教育対象者、目的、内容等は異なり、他機関の業務の統合による一体運用等の効果はほとんどない。むしろ、統合することにより組織内に教育システムが混交することとなり、現場に混乱が生じまたは、意思決定の迅速性が損なわれるおそれがある。	民間企業が船員養成を行うとした場合、多額の費用を要することから、国等の支援がなければ学生への費用負担の大幅な拡大につながり、船員志望者の減少を来たすおそれがある。また、船員に必要とされる知識 技能は、全国一律の内容であることが必要である。海技大学校は長年にわたり船員に対する教育 訓練を実施することによって、その高度なノウハウを蓄積しており、このような教育 訓練を地方公共団体等が適切に実施することは期待できない。	効率的な資格取得体制を構築する。 シミュレータ等を活用した個別的、実践的な実務教育 訓練を充実させる。 外国人船員に対する職業教育 訓練の充実強化を行う。 管理 間接業務等の外部委託を拡大する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 航海訓練所	<p>船隊構成等の見直しにあわせ、要員の適正な配置を行う。</p> <p>非公務員化した場合は、争議行為が可能となり、座学のみならず実技実習を行っていることから、教育訓練スケジュールに大幅な停滞をもたらすおそれがある。</p>	商船系学生等に対する航海訓練実習	<p>優秀な船員を養成するためには、長期間の計画的な育成を必要とするため、採算性がとれなければ撤退することが自由な民間企業に船員教育を委ねた場合、安定した優秀な船員の供給ができず、安全な海上輸送の確保が困難となり、国民経済の発展や国民生活の安定が図られなくなるおそれがある。</p>	<p>各船員教育機関の教育対象者、目的、内容等は異なり、他機関の業務の統合による一体運用等の効果はほとんどない。むしろ、統合することにより組織内に教育システムが混交することとなり、現場に混乱が生じまたは、意思決定の迅速性が損なわれるおそれがある。</p>	<p>民間企業が船員養成を行うとした場合、多額の費用を要することから、国等の支援がなければ学生への経費負担の大幅な拡大につながり、船員志望者の減少を来すおそれがある。加えて、練習船の運用には高度のノウハウが必要であるところ、民間企業では航海訓練における一定の水準を維持することが困難となる。また、船員に必要とされる知識・技能は全国一律の内容であることが必要である。航海訓練所は長年にわたり学生・生徒等に対する航海訓練を実施することによって、その高度なノウハウを蓄積しており、このような航海訓練を地方公共団体等が適切に実施することは期待できない。</p>	<p>・タービン船である大成丸の代替船の規模・船種について検討する。</p> <p>・実践的な海事英語訓練の実施及び外国人船員候補生に対する訓練の拡充の可能性を検討する。</p> <p>・内航海運に従事する若年船員の育成において、少人数での反復繰り返し実習を実施する。</p> <p>・管理・間接業務等の外部委託を検討する。</p>

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 海員学校	<p>専修科の充実 拡充や司ちゅう事務科の見直し等に伴う教員の適正配置を行う。</p> <p>非公務員化した場合は、争議行為が可能となり、座学のみならず実技実習を行っていることから、教育訓練スケジュールに大幅な停滞をもたらすおそれがある。</p>	<p>中学、高校卒業生に対する内航船舶職員となるための教育</p>	<p>優秀な船員を養成するためには、長期間の計画的な育成を必要とするため、採算性がとれなければ撤退することが自由な民間企業に船員教育をすべて委ねた場合、安定した優秀な船員の供給ができず、安全な海上輸送の確保の妨げとなり、国民経済の発展や国民生活の安定が図れなくなるおそれがある。</p>	<p>各船員教育機関の教育対象者、目的、内容等は異なり、他機関の業務の統合による一体運用等の効果はほとんどない。むしろ、統合することにより組織内に教育システムが混交することとなり、現場に混乱が生じまたは、意思決定の迅速性が損なわれるおそれがある。</p>	<p>民間企業が船員養成を行うとした場合、多額の費用を要することから、国等の支援がなければ学生への費用負担の大幅な拡大につながり、船員志望者の減少を来たすおそれがある。また、船員に必要とされる知識・技能は、全国一律の内容であることが必要である。海員学校は長年にわたり船員に対する教育・訓練を実施することによって、その高度なノウハウを蓄積しており、このような教育・訓練を地方公共団体等が適切に実施することは期待できない。</p>	<p>専修科の量及び質の拡充に取り組む。</p> <p>司ちゅう事務科の抜本的な見直しを図る。</p> <p>管理 間接業務等の外部委託を拡大する。</p>

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		国土交通省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との 統合	民間 地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 航空大学校	<p>・教育業務の合理化・適正化、教育支援業務に係る更なる民間委託、管理業務の更なる集約化等について検討を進めており、これらを踏まえ一層効率的な業務実施体制の実現に資する内部組織のスリム化を図る。</p> <p>・非公務員化した場合は、業務の停滞により、安定的なパイロットの供給が困難となり、その結果パイロット不足が顕在化し、国民生活及び社会経済に著しい支障をきたす。また、国との円滑な人事交流による教官の確保が困難となる。</p>	航空機の操縦に関する学科・技能の教授及び航空機の操縦に従事する者の養成	大手航空会社2社が本大学校と同様の基礎的教育を実施しているが、その養成数は経営状況により不安定であり、我が国に必要なパイロットを安定的に供給することは困難である。したがって本大学校のパイロット養成が行われなくなることによりパイロットが不足し、我が国の社会経済活動に著しい支障を与える。また今後航空需要の拡大及びパイロットの大量退職が見込まれており、我が国の安定的な航空輸送の確保に支障をきたす。	航空機の操縦に従事する者の養成に特化しており、当該事業と関連する事業を行っている他の独立行政法人は存在しない。また、仮に一体的に実施したとしても効果的・効率的な運営は不可能である。	授業料を国立大と同水準とする必要があり採算性が低いこと、本法人での知見を行政上の安全基準にフィードバックし、最新の安全行政の考え方を教育現場に反映させる必要があるため民間への移管は適当でない。また、航空輸送は海外までも活動範囲とすることから、地方行政になじまず、そのノウハウもない。	整備業務/運航管理業務等の教育支援業務について、更なる民間委託を図る方向で検討する。 教育業務について、学科教授科目の見直し等により、一層の合理化・適正化を図る方向で検討する。 管理業務について、更なる集約化を図る方向で検討する。

整理表に基づいて簡潔に記載する。事務及び事業の見直しに係る具体的措置については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間 地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		環境省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置（又は見直しの方向性）	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団 体への移管	その他
独立行政法人 国立環境研究所	国立環境研究所は、国の環境政策の根幹にかかわる政策研究機関としての性格を有しており、また、緊急時等の業務の停滞が、国民の生活等に著しい支障を生じさせる懸念があること等から、職員の身分については、引き続き公務員とすることが適当。	環境研究に関する業務 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	事務及び事業について廃止する要素は見あたらない。		国立環境研究所の業務は、民営化になじむものでもなく、地方公共団体等への移管にもなじまない。	事務及び事業の具体的な進め方については、社会的、政策的ニーズ等を踏まえた適切な見直しを行うことが必要。

整理表に基づいて簡潔に記載する。事務及び事業の見直しに係る具体的措置については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。